様式第１－２号

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

修繕請負契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第６１条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和７年１０月１４日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長　武井 裕之

記

1　入札対象	
（1）件名	沈砂池機械洗浄装置修繕(上流)
（2）場所	新河岸川上流水循環センター（川越市大仙波地内）
（3）期間	契約確定の日から令和８年２月２７日まで
（4）概要	ア　施工内容 新河岸川上流水循環センターに設置されている沈砂しさ洗浄装置及びNo.８スカムスキマーの劣化部品の交換並びに試運転調整等一式。 イ　主要設備 （ア）沈砂しさ洗浄装置　　１台 （イ）No.８スカムスキマー　１台
2　落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 （1）価格競争方式により落札候補者を決定する。 （2）落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 （3）落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3　入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4　設計図書等	令和７年１０月１４日（火）　１０時００分から 令和７年１０月２２日（水）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川右岸支社　担当者　庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設

	計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。 　なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。
5　競争参加資格確認申請書の提出	令和７年１０月１６日（木）　１０時００分から 令和７年１０月２２日（水）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川右岸支社
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。
6　設計図書等に関する質問	令和７年１０月１４日（火）　１０時００分から 令和７年１０月１７日（金）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川右岸支社
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。
7　質問に対する回答	令和７年１０月２１日（火）　　１６時００分まで
	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。
8　入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。 （1）入札日時 令和７年１０月２７日（月）　１４時３０分 （2）入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川右岸支社
9　入札に参加できる者の形態	単体企業
10　入札に参加する者に必要な資格	
（1）建設業の許可	機械器具設置工事業
	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。
（2）資格者名簿への登載	令和７・８年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（１）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「(8)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

<table>
<tr><td>(3) 所在地</td><td colspan="4">本店又は主たる営業所　ー
資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地については問わない。</td></tr>
<tr><td>(4) 格付</td><td>業種</td><td>機械器具設置工事業</td><td>格付</td><td>Ａ級</td></tr>
<tr><td>(5) 施工実績</td><td colspan="4">国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約
１回の契約金額が３００万円以上の下水道終末処理場、浄水場又は中継ポンプ場における水処理設備又は沈砂池設備に係る新設、増設、改築工事又は修繕
契約の締結日にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日以降公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法人を含む。)、地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事又は修繕を元請として完成させた実績を有すること。
上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。
なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員に限ることなく、契約金額出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6) 配置予定の技術者</td><td colspan="2">資格</td><td colspan="2">建設業法に規定された資格</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td colspan="4">ア　入札に参加しようとする者は、上に示す資格及び経験を有する者を、本件の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
イ　専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する入札参加者と、「５競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の３月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。
ウ　配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。
エ　落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
オ　本件は「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」（以下「技術者の専任要領」という。）の対象とする。
カ　本件は、「公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における専任特例監理技術者等の配置に係る要領」の対象とし、建設業法第２６条第３項第１号、第２号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を認める。</td></tr>
<tr><td>(7) 現場代理人</td><td colspan="4">本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。</td></tr>
</table>

	受注者は、現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は修繕等着手日について契約締結後に発注者と協議することができる。
(8) その他の参加資格	ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 イ　埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第９１条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ク　埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得していること。 ケ　入札公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
11　最低制限価格	設定する。
12　入札保証金	免除する。
13　契約保証金	(1) 落札者は契約金額の 10 分の１以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。 (2) 納付方法 現金による納付の場合は、以下の口座に振り込むものとする。 契約保証金振込口座 銀 行 名　埼玉りそな銀行県庁支店 口座名義　公益財団法人埼玉県下水道公社 種　　類　普通預金 口座番号　４６３０８３６ (3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

	ア　保険会社との間に埼玉県下水道公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県下水道公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
14　支払条件	
(1) 前金払	する（その額は契約金額の４０％以内とし、１万円未満の端数は切り捨てる。）。
(2) 部分払	しない。
15　支払方法	完成検査終了後、一括精算
16　現場説明会	開催しない。
17　入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア　確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。 イ　入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第６－２号）を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア　再度入札は３回までとする。 イ　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ　前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	執行要領第１６条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が２者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア　入札者の押印のない入札書による入札 イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ウ　金額の訂正のある入札書による入札 エ　押印された印影が明らかでない入札書による入札 オ　入札に参加する資格のない者がした入札 カ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 キ　代理人で委任状を提出しない者がした入札

	ク　他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ　２通以上の入札書を提出した者がした入札又は２以上の者の代理をした者がした入札 コ　郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ　明らかに談合によると認められる入札 シ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス　虚偽の確認申請書（写）を提出した入札 セ　不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ　その他、公告に示す事項に反した者がした入札
18　その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を本件の現場に配置すること。 (3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (4) 入札参加者は、(3) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕・工事請負契約約款に基づく契約となるので､契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
19　この公告に関する問い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川右岸支社　担当者　庶務担当 電話番号　　０４８－４６６－２４００ ＦＡＸ番号　０４８－４６６－２４０１